

伊勢原市市道認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、一般の交通の用に供される道路の市道認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 既に認定している市道の起終点の変更による再認定及び既に認定している市道の再編成に伴う認定については、この基準の適用を除外する。

(公道への接続条件)

第3条 新たに市道認定しようとする道路は、起点及び終点が直接公道(法第3条に規定する道路をいう。以下同じ。)に接続していなければならない。ただし、袋路状道路(一端(起点)が公道に接続している道路をいう。以下同じ。)であり、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 終点が公共施設等に接していること。
- (2) 道路延長が35メートル以下であること。
- (3) 道路延長が35メートルを超えるものにあつては、区間35メートルごとを標準に、自動車転回広場が設けられていること。
- (4) 道路延長が35メートルを超え、かつ、道路幅員が6メートル以上であること。
- (5) 前3号の規定は、宅地が4画地以上袋路状道路に接していること。

(道路の幅員条件)

第4条 新たに認定しようとする道路は、幅員が4メートル以上(側溝を含む。)でなければならない。ただし、法第48条の7に規定する道路(自転車専用道路等)に指定した場合は、この限りでない。

2 道路管理者が道路行政上特に必要と認める場合は、前項の道路幅員条件を緩和することができる。

(道路の構造上の条件)

第5条 新たに市道認定しようとする道路の構造は、伊勢原市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年伊勢原市条例第27号)に適合していなければならない。

(道路境界及び権原取得の条件)

第6条 新たに市道認定しようとする道路は、当該境界及び敷地の権原取得について、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 境界が確定されており、隣接地との境界及び道路の曲点に、市規格の境界石又は境界鋳が設置されていること。
- (2) 普通財産である国有財産を道路の敷地にする場合を除くほか、分筆登記がされており、市に所有権の移転がされていること。ただし、やむを得な

い理由があり、かつ、道路行政上特に市道認定が必要と認める場合は、土地無償使用承諾をもって所有権移転に代えることができる。

(3) 道路の敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

(道路占用物件に関する条件)

第7条 新たに市道認定しようとする道路は、当該敷地に法第32条第1項各号に規定する許可対象となる工作物、物件又は施設以外のものがあるとはならない。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に道路管理者と協議を行ない、市に帰属することを同意した道路については、適用を除外する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。